リ　車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

ヌ　［略］

二　［略］

3　［略］

（移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第八条の二　［略］

2　製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ～ホ　［略］

ヘ　第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所で充填すること。

三～五　［略］

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条　［略］

2　第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

（第一種貯蔵所の設置の許可の申請）

第二十条　法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十五条及び第四十三条において同じ。）に提出しなければならない。

一～四　［略］

（第一種貯蔵所に係る承継の届出）

第二十四条　法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十七条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

リ　車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には、充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

ヌ　［略］

二　［略］

3　［略］

（移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第八条の二　［略］

2　製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ～ホ　［略］

ヘ　第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充填すること。

三～五　［略］

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条　［略］

2　第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　［略］

六　製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）には充填しないこと。ただし、第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所において当該容器に充填する場合は、この限りでない。

（第一種貯蔵所の設置の許可の申請）

第二十条　法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　［略］

（第一種貯蔵所に係る承継の届出）

第二十四条　法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。